

しずおか県民カレッジよくある質問

Q 居住地と異なる市町が実施している講座を受講したいのですが。

A 市町が主催する講座は、当該市町の在住者か勤務者に限られているもの、優先されているものがありますので、実施機関にお問い合わせください。

県の機関、大学・高校等の教育機関、民間教育事業団体が主催する講座については、居住制限はありません。

Q 単位修得の認定や累計単位数の証明はどうやって行われますか。

A 単位認定後、受講手帳の「学習の記録」に記入してください。併せて「単位修得記録」に県民カレッジのシールまたは実施機関の押印をもらうようにしてください。

この手帳が累積修得単位数の証明になりますので、手帳は大切に保管しておいてください。

Q いつ卒業ですか。

A 生涯にわたる学習を目標にしていますので、卒業はありません。

Q しずおか県民カレッジに入学すると、どんなメリットがありますか。

A 連携している県内の様々な機関が実施する講座は、共通の単位制度をとっていますので、どんな講座を受講しても一様に評価され、希望者には学習の実績によって学長（県知事）名で「ふるさと学士」「ふるさと修士」「ふるさと博士」「ふるさと名誉博士」の称号が授与されます。

Q 実際に講座を実施するのは、どのような機関ですか。

A 大学、市町の教育委員会、公民館・図書館などの社会教育施設、それに民間の教育事業団体も連携しています。

Q ふるさと学士・修士・博士・名誉博士の称号にはどんな意味があるのですか。

A それぞれの称号は、しずおか県民カレッジに連携している講座での学習実績に応じて授与するもので、大学における学士課程、修士課程、博士、名誉博士課程を修了して認定される学位とは、異なるものです。

資格としての称号ではなく、生涯学習の一つの目標としての称号ですから、学士・修士・博士・名誉博士としての資格を静岡県として認定するものではありません。しかし、学習の成果として、公民館等の講座で講師として活躍している方もいます。

称号には、授与された方々に地域のリーダーとしての活躍を期待する意味も含まれています。

Q ふるさと学士・修士・博士・名誉博士の称号はどのように申請すればよいですか。

A 受講手帳 30 頁の「称号申請の仕方」をご覧ください。手帳と返信用切手をしずおか県民カレッジ事務局までお送りください。

Q しずおか県民カレッジについての問い合わせ先はどこですか。

A しずおか県民カレッジ受講手帳の 32 頁に記載してあります。